

令和7年度 神栖市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和7年度神栖市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	35,869 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,799,028 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	26,846 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水施設工事	1,555,323 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	3,019,764 千円
第1項 営 業 収 益	2,714,241 千円
第2項 営 業 外 収 益	305,523 千円
支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	2,964,740 千円
第1項 営 業 費 用	2,901,772 千円
第2項 営 業 外 費 用	61,968 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,137,360 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 114,805 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,022,555 千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	720,427 千円
第1項 企 業 債	330,000 千円
第2項 出 資 金	95,528 千円
第3項 負 担 金	25,740 千円
第4項 国 庫 支 出 金	269,159 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,857,787 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,555,323 千円
第2項 資 産 購 入 費	6,357 千円
第3項 償 還 金	296,107 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水場更新計画策定業務委託	令和8年度	18,106 千円
鰐川配水場インバータ改修工事	令和7年度から 令和8年度まで	17,600 千円
土合配水場インバータ改修工事	令和7年度から 令和8年度まで	54,010 千円
鰐川配水場中央監視制御設備 更新工事	令和7年度から 令和8年度まで	92,950 千円
水道管路・施設管理システム更 新業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	22,990 千円
定期水質検査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	6,900 千円
8水道量水器購入	令和7年度から 令和8年度まで	31,088 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業	330,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利 5 % 以内 (た だし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 企業財政の都合により 据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換 えすることができる。

(予定支出の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 109,578 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 営業助成のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、131,229 千円
である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,644 千円と定める。

令和7年3月5日 提出

神栖市長 石 田 進